

固定資産税の減免先端設備等導入計画が延長されました!

先端設備等導入計画とは、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者などが、設備投資を通して労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。今回の固定資産税特例の新しい制度では、償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした2年間の特例措置が設けられました。

- 対象者 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者など※認定経営革新等支援機関のサポートが必要
- 取得時期 **延長!!** 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、2年間延長
- 適用要件 **New!** 年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された設備に限定※認定経営革新等支援機関の確認
※現行制度は中小企業経営強化税制のA類型と同様に工業会の証明書が必要でしたが、新しい制度は投資利益率要件となり、「B類型」に近い制度です。
- 対象設備
 - ・機械装置（160万円以上/10年以内）
 - ・測定工具及び検査工具(30万円以上5年以内)
 - ・器具備品（30万円以上6年以内）
 - ・建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内) ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

◇変更点 → 構築物（120万円以上）及び、事業用家屋（一定のもの）は対象外
→減免割合 **原則3年間:1/2、一定の賃上げ要件を満たす場合、4年間又は5年間2/3**

固定資産税特例措置を受けるには、どうしたらいいの？

A.①対象(条件を満たしている)かどうか、まず確認を！

②先端設備等導入計画の認定を受ける！…設備を取得する前に、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。既に取得した設備を対象とする計画は認定されません。

【主な要件】 計画期間 : 3年間、4年間又は5年間

労働生産性 : 計画において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上

【必要書類】

- ・先端設備等導入に係る認定申請書
- ・認定支援機関確認書

③自治体によって違うので注意！

市区町村によって、認定の対象になっていない業種や対象となる設備が異なります。また、固定資産税の軽減ができる割合、申請時の必要書類も違います。各自自治体のHP等でご確認ください。

<申請までの流れ>

経営革新等支援機関と先端設備等導入計画を作成 → 市区町村へ計画書を提出

対象設備の認定には、1~2か月かかります。余裕を持って、早めにご相談ください。